

訪問型サービスA
事業所指定申請事業所 代表者様

秋田市長 穂 積 志
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）従事者研修を
事業者が実施する場合の要件・手続について（通知）

日頃から、本市の高齢者福祉行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて本市では、訪問介護員等の有資格者のほか、秋田市が指定する一定の研修の修了者も従事することができる介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）を、平成30年10月から開始することとしております。

この「秋田市が指定する一定の研修」については、従事者の確保およびサービスの潜在的な人材の掘り起こしを図るため、市のほか下記の事業者も従事者研修を実施可能としておりますので、従事者研修の実施を希望する際は、下記のとおり適切に対応するようお願いいたします。

1 実施可能な事業者

秋田市から訪問型サービスAの指定を受けた事業所（指定申請中のものを含む。）
を運営する法人

※一法人が複数の事業所を運営する場合は、合同での研修開催が可能です。

※複数の法人による合同開催も可能です。

2 受講対象者

訪問型サービスAに従事することを希望する18歳以上のかたで、以下の要件に該当しないかた

(1) 訪問介護の訪問介護員等の有資格者

(2) 「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に定める基礎講座および入門講座の修了証明書の交付を受けたかた

(3) 要介護・要支援認定者、もしくは総合事業における事業対象者

※ (1)・(2)に該当するかたは、既に訪問型サービスAの人員基準を満たしているため、本研修を受講する必要はありません。なお、(2)の入門的研修の修了者のうち、基礎講座または入門講座のみの修了者は、訪問型サービスAの人員基準を満たさないため、本研修の受講対象者となります。

※本研修は、あくまで訪問型サービスA事業所での勤務を希望するかたへの就労機

会を確保するためのものであり、勤務予定のないかたの受講は想定していません。ただし、事業者として、将来的な就労希望者の確保を目的とする場合は、研修実施時点で勤務予定のないかたの受講も可とします。

3 研修内容

(1) 研修項目

以下の内容を、市が指定する教材を使用して実施してください。

必要時間は18時間以上（開講式や修了証明書授与の時間を除く。）とします。

研修の修了日は、当該研修の開始日から起算して30日以内としてください。

項 目	内 容
超高齢社会の理解 介護保険制度の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度 ・総合事業のあらまし
尊厳の保持と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・職業倫理 ・個人情報保護
高齢者の疾病の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・高齢者と健康 ・認知症を取り巻く状況 ・認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・家族への支援
コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ・介護におけるコミュニケーション ・介護におけるチームのコミュニケーション
生活支援技術	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の理解 ・総合事業における生活支援 ・高齢者の栄養と食生活への支援 ・高齢者の衣生活への支援 ・高齢者の居住環境への支援
リスクマネジメントと緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・介護における安全の確保とリスクマネジメント ・介護職の安全
研修の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・試験やアンケート等の実施

※指定教材の補足資料として、他の教材や動画などを使用しても構いません。

※研修実施事業者が必要と判断する内容を追加で実施することは可能です。この場合、必要時間とは別に時間を確保する必要があります。

(2) 市が指定する教材

「はじめて学ぶ 生活支援」（発行：株式会社日本医療企画）

(3) 講師

研修内容を十分に理解し適切に指導できるかた。

訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師などの有資格者が実施することが望ましいです。

4 研修の修了

研修の全課程修了者に対し、研修実施事業者は、修了証明書（様式第3号）を交付してください。

※全課程を修了しなかった受講者には、修了証明書を交付することはできません。

5 研修実施時の手続

(1) 計画書の提出

研修実施事業者は、研修を実施する前に、市に対して研修計画承認申請書（様式第1号）と添付書類を提出する必要があります。

提出後、市が内容等について審査のうえ、承認・不承認通知書にて当該事業者の結果を通知します。

※不承認の場合は、研修を実施することはできません。

(2) 実施報告書の提出

研修実施事業者は、研修の最終日から14日以内に、市に対して実施報告書（様式第4号）と添付書類（修了証明書の写しなど）を提出してください。

(3) 関係書類の保存

修了証明書と実施報告書の作成にかかる書類は、報告書の提出日から5年間保存してください。

※計画書・実施報告書は、研修を実施する都度、提出する必要があります。

※研修実施事業者から提出された修了者に関する情報は、市が訪問型サービスA従事者研修修了者台帳に登録します。

6 注意事項

(1) 研修を実施する際には、安全の確保、事故の防止などの必要な措置を講じていただくようお願いします。

(2) 受講者、受講修了者に関する個人情報の取り扱いについては十分に注意し、管理の徹底をお願いします。

7 その他

本研修は、秋田市における訪問型サービスAに従事するための人員基準を満たすものです。このため、本研修の修了者が従前相当サービスに従事することはできません。

また、他市町村が保険者である利用者については、当該市町村の判断によります。

（ただし、住所地特例対象者に対しては、本研修の修了者が秋田市の訪問型サービスAを提供することが可能です。）